

## ISSUE BRIEF

# 消費税の経済への影響

## —消費税をめぐる論点②—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 752 (2012. 5. 24.)

はじめに

### I 消費税率引上げの経済への影響

- 1 消費税率引上げが経済に影響を与える仕組み
- 2 主な試算と分析

### II 消費税率引上げの幅と時期

- 1 消費税率引上げの幅と時期についての考え方
- 2 主な論点

おわりに

平成 24 年 3 月 30 日に、政府は、消費税率引上げを含む税制改正等に係る法案を国会に提出した。同法案では、消費税率を平成 26 年 4 月に 8%、平成 27 年 10 月に 10%に引き上げるとしている。同法案の附則では、消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策を講ずることなどが規定された。

本稿では、まず I で、消費税率引上げが経済に影響を与える仕組みについて述べた上で、今後の税率引上げや過去の税率引上げの影響に関する主な試算・分析を紹介する。次に II で、平成 24 年 3 月 30 日に提出された上記法案に示された消費税率引上げの幅と時期について、財務省等の説明や経済財政見通しなどからその考え方を概観の上、主要な論点を整理する。

財政金融課

まつうら しげる  
(松浦 茂)

調査と情報

第 7 5 2 号

## はじめに

平成 24 年 3 月 30 日に、政府は、消費税率引上げを含む税制改正等に係る法案を国会に提出した。同法案では、消費税率（地方消費税分を含む。以下同じ。）を平成 26 年 4 月に 8%、平成 27 年 10 月に 10%に引き上げるとしている。同法案の附則では、消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策を講ずることなどが規定された。

本稿では、まず I で、消費税率引上げが経済に影響を与える仕組みについて述べた上で、今後の税率引上げや過去の税率引上げの影響に関する主な試算・分析を紹介する。次に II で、平成 24 年 3 月 30 日に提出された上記法案に示された消費税率引上げの幅と時期について、財務省等の説明や経済財政見通しなどからその考え方を概観の上、主要な論点を整理する。

## I 消費税率引上げの経済への影響

### 1 消費税率引上げが経済に影響を与える仕組み

#### (1) 「異時点間の代替効果」と「所得効果」

消費税率引上げは、消費に対して、①税率引上げ前に消費を増加させ、税率引上げ後に消費を減少させる「異時点間の代替効果」（いわゆる駆込み需要と反動減）、②税率引上げが家計の実質可処分所得を減らし消費減をもたらす「所得効果」、の両面から影響を及ぼすとされる<sup>1</sup>。

#### (2) 段階的税率引上げによる効果

消費税率の段階的引上げについては、駆込み需要からくる反動減の先送りや経済への負担の平準化等の効果が期待されている<sup>2</sup>。他方、事業者の事務コストの増大、度重なる税率引上げが消費者心理に与える悪影響、といった理由から、段階的ではなく一気に消費税率を引き上げるべきとの意見もある<sup>3</sup>。

#### (3) 非ケインズ効果

財政赤字の削減が社会保障に対する将来の不安を緩和し、それまで家計が貯蓄に回していたお金を消費に振り向けるというような効果も考えられる。財政再建が民間需要を喚起する（又は財政拡大が民間需要を減少させる）という効果は「非ケインズ効果」と呼ばれ

<sup>1</sup> 宇南山卓「消費増税、景気に影響軽微」『日本経済新聞』2011.10.18.

<sup>2</sup> 社会保障・税一体改革における消費税の実務上の論点等に関する研究会「消費税の税率構造のあり方及び消費税率の段階的引上げに係る実務上の論点について」（社会保障改革に関する集中検討会議（第 9 回）提出資料）2011.5.30, pp.23-26.<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/dai9/siryous3-6.pdf>>; 野口旭「消費増税は「景気条項」を明示せよ」『エコノミスト』90(4), 2012.1.31. なお、内閣府の次の試算では、消費税率を段階的に引き上げたときは、一度に引き上げたときに比べて、経済成長に対する影響が平準化されることが示されている。内閣府「中長期の道ゆきを考えるための機械的試算」2009.6.23, p.11.<<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2009/0623kikaitekisisan.pdf>>

<sup>3</sup> 「税制抜本改革に関する経済産業省意見」（平成 23 年度第 27 回税制調査会資料）2011.12.12, pp.12-13.<[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/\\_icsFiles/afieldfile/2011/12/12/23zen27kai6-1.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/12/12/23zen27kai6-1.pdf)>

るが、この効果の有無や発生条件については、専門家の中で意見が一致していない<sup>4</sup>。

#### （４）消費税と経済成長

消費税は、利子所得に課税される所得税などに比べて、家計貯蓄に対して中立的であるなど、経済に対する歪みの少ない税と言われている。法人税増税や所得税増税に比べて、消費税増税の経済成長に対する負の影響は少ないとの試算結果もある。<sup>5</sup>

## 2 主な試算と分析

### （１）今後の税率引上げについての試算

#### （い）経済への影響

永濱利廣氏（第一生命経済研究所）は、消費税率を平成 26 年 4 月に 5%から 8%に、平成 27 年 10 月に 10%に引き上げた場合、平成 26 年度は▲1.0%ポイント、平成 27 年度は▲0.6%ポイントの実質 GDP 成長率の押下げ効果が出ると試算している。鈴木準氏（大和総研）は、消費税率を平成 25 年度に 5%から 8%に引き上げた際に▲0.8%ポイント、平成 27 年度に 8%から 10%に引き上げた際に▲0.6%ポイント、それぞれ実質 GDP 成長率の押下げ効果を見込む。内閣府の「短期日本経済マクロ計量モデル（2011 年版）」では、消費税率の 1%引上げは、実質 GDP 成長率を▲0.32%ポイント（1 年目）押し下げるとされる。以上をまとめると、表 1 のとおりとなる。

**表 1 消費税率を引き上げた年（度）における実質 GDP 成長率押下げ効果**

	税率 5%→8%	税率 8%→10%
第一生命経済研究所・永濱利廣氏	▲1.0%pt	▲0.6%pt
大和総研・鈴木準氏	▲0.8%pt	▲0.6%pt
内閣府「短期日本経済マクロ計量モデル（2011 年版）」	▲0.96%pt（注）	▲0.64%pt（注）

（注）同モデルが保持している「狭義の線形性」（経済政策の規模が n 倍になるとその効果も n 倍になる性質）を用いて、1%消費税率引上げの効果（▲0.32%pt）からおおよその効果を算出した。

（出典）永濱利廣「イベントから読み解く今年の消費」『Economic Trends』2012.1.11, p.5.

<[http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/naga/pdf/n\\_1201b.pdf](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/naga/pdf/n_1201b.pdf)>; 鈴木準「社会保障・税一体改革の課題」『大和総研調査季報』2011 秋季 (Vol.4), p.102; 佐久間隆ほか「短期日本経済マクロ計量モデル(2011 年版)の構造と乗数分析」『ESRI Discussion Paper Series』No.259, 2011.1, pp.14, 19-21.

<[http://www.esri.go.jp/jp/archive/e\\_dis/e\\_dis260/e\\_dis259a.pdf](http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis260/e_dis259a.pdf)> を基に筆者作成

内閣府の「経済財政の中長期試算」（平成 24 年 1 月 24 日）では、政府が想定する消費

<sup>4</sup> 内外の事例を検証した実証研究では、大規模な財政再建が消費を拡大（大規模な財政拡大が消費を縮小）する効果をもたらしたとする研究がある一方で、こうした効果は生じていないとする研究もある。亀田啓悟「日本における非ケインズ効果の発生可能性」井堀利宏編『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策 第 5 巻 財政政策と社会保障』慶應義塾大学出版会, 2010, pp.86, 87, 97, 102, 104.  
<[http://www.esri.go.jp/jp/others/kanko\\_sbubble/analysis\\_05\\_03.pdf](http://www.esri.go.jp/jp/others/kanko_sbubble/analysis_05_03.pdf)>

<sup>5</sup> Michael Keen et al., “Raising the Consumption Tax in Japan: Why, When, How?” IMF Staff Discussion Note, 2011.6.16. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2011/sdn1113.pdf>> また、所得税に比べると、消費税は勤労世代の負担が少なくなり、引退後の課税に備えるため貯蓄をするインセンティブが生まれ、資本蓄積や経済成長に資するとも説明されている。財政制度等審議会財政制度分科会議事録（2010.5.18）の井堀利宏氏の報告参照。

<[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/proceedings/zaiseia220518.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/proceedings/zaiseia220518.htm)>

税率引上げを反映した試算の結果、「慎重な前提の下で、2013～2016年度の平均成長率は実質1%強となり、仮に社会保障・税一体改革を考慮しない場合の同時期の平均成長率、ならびに中長期（2011～2020年度）の平均成長率とは大きな差はない姿となる」との見方である<sup>6</sup>。

## (ii) 家計の負担増

税率10%のときの家計（一方が働く夫婦と子ども2人の世帯）の消費税負担増は、税率5%のときと比べ次のとおり見込まれている。第一生命経済研究所の試算では、年収250万円未満で約12万円、年収550万円～600万円程度で約14万円、年収900～1,000万円程度で約21万円の年間負担増になる<sup>7</sup>。是枝俊悟氏（大和総研）の試算では、年収300万円程度で約11万円、年収500万円程度で約17万円、年収1,000万円程度で約29万円の年間負担増となる<sup>8</sup>。

## (2) 過去の税率引上げ時及び消費税導入時についての分析

### (i) 過去の税率引上げ時についての分析

前回の消費税率3%から5%への引上げ時（平成9年4月）においては、アジア通貨危機（同年7月～）や金融危機（同年11月の山一証券破綻など）に、消費税増税（負担増5.2兆円）、特別減税の終了（同2兆円）、社会保険料引上げ（同0.6兆円）、医療費負担増（同0.8兆円）による計8.6兆円<sup>9</sup>の国民負担の増加が重なった。実質GDP成長率は、平成9年第2・第3四半期のマイナスから同年第4四半期にはプラスに転じたが、平成10年第1・第2四半期には再びマイナスとなった（図1②）。平成9年度から平成11年度にかけて、所得税、法人税が大幅減収となり、国の一般会計税収は、53.9兆円から47.2兆円に落ち込んだ。

この時期の消費税率引上げが経済に及ぼした影響については、専門家の間でも意見が分かれている。宇南山卓氏（神戸大学）ら<sup>10</sup>は、平成9年の消費増税による消費減は、増税前の駆込み需要と増税後の反動減を除外すると、1世帯・1か月当たり562円であり、これに世帯数をかけて年次ベースの国内総額に換算しても0.3兆円（GDPの0.06%）に過ぎない、として消費増税の景気に与えた影響は軽微とみる。八田達夫氏（学習院大学）は、

<sup>6</sup> 内閣府「経済財政の中長期試算」2012.1.24, p.2.

<<http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/h24chuuchouki.pdf>> このほか、Michael Keen氏は、日本の消費税率を5%から15%に段階的に引き上げる際の影響を分析しており、2012～2017年に毎年1%ずつ税率を引き上げるケースでは、最初の3年間で成長率が年平均0.3%ポイント押し下げられるが、その後、純債務残高の対GDP比が減少し財政への信認が改善すると、貯蓄減と消費増により、2018年頃を境にGDPに対する影響はプラスに転じるとされる。Michael Keen et al., *op.cit.*(5), p.10.

<sup>7</sup> 「増税 財政は景気は」『朝日新聞』2011.12.31；「家計に負担じわり」『日本経済新聞』2011.12.31.等

<sup>8</sup> 是枝俊悟「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編」『大和総研 Legal and Tax Report』2011.12.16, p.7. <<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11121601tax.pdf>> 是枝氏はこの論文で、以後想定される税・社会保障の改正内容の影響を試算し、平成23（2011）年と平成27（2015）年の家計収支を比較している（一方が働く夫婦と子ども2人の年収300万円の世帯で、消費税負担を含み年間24万円程度の負担増等）。

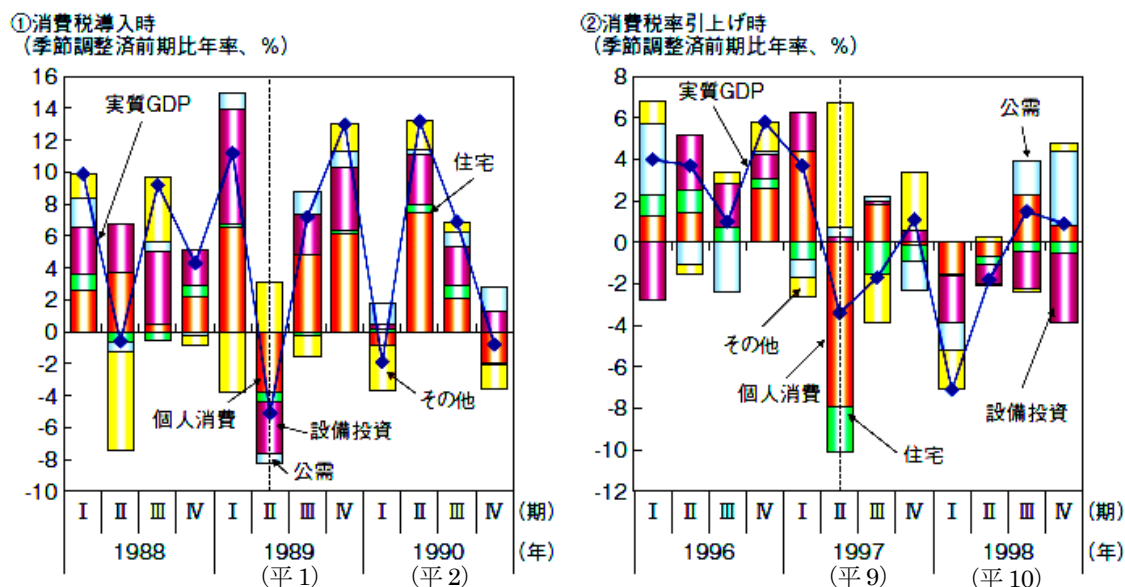
<sup>9</sup> 経済企画庁調査局『平成10年版 日本経済の現況』1997, p.19.

<sup>10</sup> 宇南山 前掲注(1)；David Cashin and Unayama Takashi, “The Intertemporal Substitution and Income Effects of a VAT Rate Increase: Evidence from Japan,” RIETI Discussion Paper Series 11-E-045, 2011.4, p.22. <<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11e045.pdf>> こうした分析結果から、消費税増税が当時の景気後退の「主因」であると考えるのは困難である、との見解もみられる。内閣府「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」（社会保障改革に関する集中検討会議（第9回）提出資料）2011.5.30, pp.47-48.

<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/dai9/siryous3-4.pdf>>

住宅・耐久財・半耐久財について平成 9 年の消費税率引上げが強い消費抑制効果を持ち、投資の停滞をもたらしたとの見解を示している<sup>11</sup>。

図 1 消費税導入時及び消費税率引上げ時の実質 GDP の寄与度分解



(出典) 内閣府『平成 23 年度年次経済財政報告』p.94.

## (ii) 消費税導入時についての分析

平成 23 年度年次経済財政報告（内閣府）では、平成元年の消費税導入時（図 1 ①）は景気拡張局面であり消費税導入後も消費が増加したとされる<sup>12</sup>。国の一般会計税収も、平成 2 年度には、過去最高の 60.1 兆円に達している。井堀利宏氏（東京大学）は、消費税導入時はネットでは減税であり、民間消費がプラスになっているのもおかしくはないと分析している<sup>13</sup>。

## II 消費税率引上げの幅と時期

### 1 消費税率引上げの幅と時期についての考え方

平成 24 年 3 月 30 日に政府が提出した税制改正等に係る法案（国税分<sup>14</sup>及び地方税・地

<sup>11</sup> 八田達夫「井堀利宏、中里透、川出真清著「90 年代の財政運営：評価と課題」コメント」『フィナンシャル・レビュー』63, 2002.7.

<sup>12</sup> 内閣府『平成 23 年度年次経済財政報告』p.95. <[http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je11/pdf/p01032\\_2.pdf](http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je11/pdf/p01032_2.pdf)>

<sup>13</sup> 井堀 前掲注(5)。国・地方を合わせて、所得税減税等による 9.2 兆円の減税に対し、消費税導入等による 6.6 兆円の増税で、計 2.6 兆円のネット減税。井堀利宏「財政健全化・消費税とマクロ経済活動」（財政制度等審議会財政制度分科会（2010.5.18）提出資料）p.6.

<[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/material/zaiseia220518/01.pdf](http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia220518/01.pdf)>

<sup>14</sup> 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（第 180 回国会閣法第 72 号）

方交付税分<sup>15</sup>の2つの法案。以下「法案」では、消費税率を、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げるとしている<sup>16</sup>。法律の趣旨<sup>17</sup>の一つとして、「社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引き上げを行う」ことが掲げられている。また法案附則では、①消費税率の引き上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均で名目3%程度、実質2%程度の成長率を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずること、②本法公布後に消費税率の引き上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、税率引き上げ施行前に、経済状況の好転について名目・実質成長率や物価動向等、種々の経済指標を確認し、①の措置を踏まえつつ経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずること、が規定された（いわゆる景気弾力条項）<sup>18</sup>。

### （1）財務省、政府の説明

五十嵐文彦財務副大臣は、平成23年12月の税制調査会での説明で「消費税引き上げ時期に関する留意点」として、「社会保障改革との関係では、2015年までに実現すべき改革のための安定的な財源を確保する必要があること。財政運営戦略<sup>19</sup>との関係では、遅くとも2015年度までにプライマリー・バランス<sup>20</sup>赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化する必要があることなど」を挙げている<sup>21</sup>。

「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定。以下「大綱」）では、平成26（2014）年4月の8%、平成27（2015）年10月の10%への消費税率引き上げについて、「社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため」にこれを実施すると説明している<sup>22</sup>。消費税率5%引き上げによる国・地方の年間税収増（計13.5兆円程度）の使い道として、大綱の説明資料では、①税率1%程度（2.7兆円程度）が社会保障の充実、②税率1%強（2.9兆円程度）が基礎年金国庫負担2分の1、残りの税率3%弱が③後代への負担のつけ回しの軽減（7.0兆円程度）や④消費税引き上げに伴う社会保障支出の増（0.8兆円程度）に充てられ、このうち②～④（税率4%程度：10.8兆円程度）は、社会保障の安定化（今の社会保障制度を守ること）を通じて、財政健全化に一定の寄与をもたらすとされている（図2）。

<sup>15</sup> 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」（第180回国会閣法第73号）

<sup>16</sup> 前掲注(14), 第2条及び第3条；前掲注(15), 第1条及び第2条

<sup>17</sup> 前掲注(14), 第1条。なお、法案の理由にも同様の記載がある（前掲注(14)及び(15)）。

<sup>18</sup> 前掲注(14), 附則第18条；前掲注(15), 附則第19条。

<sup>19</sup> 「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）では、「国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標」としている（同戦略 pp.7, 8.）。

<[http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/100622\\_zaiseiunei-kakugikettei.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/100622_zaiseiunei-kakugikettei.pdf)>

<sup>20</sup> 公債金収入（新たな借金）を除く歳入と、債務返済・利払費を除く歳出との収支（基礎的財政収支）。この収支が均衡すると、債務残高は利払費分だけ増加する。

<sup>21</sup> 税制調査会「平成23年度第28回税制調査会議事録」2011.12.21, pp.3, 4.

<[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/\\_icsFiles/afildfile/2011/12/28/23zen28kaia\\_1.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afildfile/2011/12/28/23zen28kaia_1.pdf)>

<sup>22</sup> 「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）p.27.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2012/240217kettei.pdf>>

図2 消費税率 5%引上げ分の使い道

社会保障の充実 (待機児童解消、医療介護サービスの充実、低所得者対策など)	2.7 兆円程度 (税率 1%程度)
社会保障の安定化 ～今の社会保障制度を守る～	10.8 兆円程度 (税率 4%程度)
年金国庫負担 2分の1	2.9 兆円程度
後代への負担のつけ回しの軽減	7.0 兆円程度
消費税率引上げに伴う社会保障支出の増	0.8 兆円程度

財政健全化に一定の寄与

(出典) 財務省「社会保障・税一体改革について」2012.2.29.  
<[http://www.mof.go.jp/comprehensive\\_reform/gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/gaiyou.pdf)>

## (2) 社会保障の財源の確保

法案では、消費税込(国)(地方交付税を除く。以下同じ)を、制度として確立された年金、医療・介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費(いわゆる「社会保障 4 経費」)に充てるものとしている。引上げ分の地方消費税についても、社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費に用途が定められている。<sup>23</sup>

平成 23 年度当初予算の社会保障 4 経費(国費)は約 23.8 兆円であり、同予算の消費税込(国)約 7.2 兆円では 16 兆円以上足りない<sup>24</sup>。平成 27 年度に消費税率を 10%に引き上げることにより、消費税込(国)は平年度ベースで 17 兆円程度見込まれるが、現行の予算規模では、社会保障 4 経費(国費)になお数兆円規模の不足が生ずるものと思われる<sup>25</sup>。

## (3) 財政再建への寄与

内閣府「経済財政の中長期試算」(平成 24 年 1 月 24 日)では、「慎重シナリオ」(2020 年度までの平均で名目 1%台半ば、実質 1%強の成長率)において、大綱、法案で示された消費税率引上げ等を想定した場合、財政運営戦略の目標から 1 年遅れとなる平成 28 (2016) 年度に、国・地方における基礎的財政収支(以下「PB」)赤字の対 GDP 比の平成 22 (2010) 年度水準からの半減が達成されるとしている<sup>26</sup>。

## (4) 消費税率の段階的引上げ

消費税率引上げは、法案、大綱に先立ち取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」(平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、2010 年代半ばまでに「段階的に」10%まで引き上げることが盛り込まれた<sup>27</sup>。同成案の検討過程で「社会保障改革に関する集中検討会議」(政府・与党社会保障改革検討本部に設置)に提出された内閣府の報告書では、消費税率を「一度に大幅に引き上げる場合は、経済の変動が増幅される恐れがあり、「こうした面からは段階的な税率引上げが望ましい」としている<sup>28</sup>。

<sup>23</sup> 前掲注(14), 第 2 条(消費税法第 1 条第 2 項の追加); 前掲注(15), 第 1 条(地方税法第 72 条の 116 の追加)

<sup>24</sup> 財務省「消費税込の用途の明確化について」(財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会(法制分野)提出資料) 2011.12.19.

<[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings\\_pf/material/zaiseidg231219/01.pdf](http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings_pf/material/zaiseidg231219/01.pdf)>

<sup>25</sup> 平成 27 年度に 10%に税率を引き上げたときの国・地方の消費税込は平年度ベースで 27 兆円程度(税率 1%当たり 2.7 兆円程度)と見込まれており、消費税率 10%のうち 6.28%が国、3.72%が地方(地方消費税、地方交付税)に配分される(財務省「社会保障・税一体改革について」2012.2.29, pp.3, 4.

<[http://www.mof.go.jp/comprehensive\\_reform/gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/gaiyou.pdf)>。なお、平成 27 年度の国・地方の社会保障 4 経費(現状ベース)は 37 兆円と見込まれている(財務省 前掲注(24))。

<sup>26</sup> 内閣府 前掲注(6), pp.5, 6. なお、財政運営戦略では、「財政健全化の道筋を示すに当たっては、慎重な経済見通しを前提とすることを基本とすべき」としている(前掲注(19), p.7.)。

<sup>27</sup> 「社会保障・税一体改革成案」(平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定) pp.10, 11.  
<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf>>

<sup>28</sup> 内閣府 前掲注(10), p.63.

他方、同会議に提出された別の報告書では、段階的引上げについて、「引上げ回数が増えることが事業者の事務負担に与える影響にも留意しつつ、検討が行われるべき」<sup>29</sup>と指摘している。法案に示された消費税率の2回に分けた段階的引上げについては、以上の議論のとおり、経済への影響と、事業者の事務負担の双方を勘案したものと思われる。

### (5) 景気弾力条項

安住淳財務大臣は、法案附則に示された名目・実質成長率の数値については、(消費税率引上げの)前提条件ではない、と述べている<sup>30</sup>。消費税率引上げ施行前に行う経済指標の確認等については、いつ、どのような手続により実施されるのか明らかではない。

## 2 主な論点

### (1) 5%の消費税率引上げに経済が耐えうるか

熊野英生氏(第一生命経済研究所)は、財政健全化と消費税増税は、経済成長戦略と一体化させて進めないと同時達成できないと論じた上で、約20年間も物価水準がおおむね横ばいである中(現在よりも5%ほど消費者物価の水準が低かった時期は1990年)、5%の消費税率引上げに家計が耐えられるか懸念を示している<sup>31</sup>。増税の時期として、野口旭氏(専修大学)は、デフレを脱却して2%程度のインフレ率となり、4%程度の名目成長率となったときに消費税増税が可能な状況になると説く<sup>32</sup>。他方、井堀利宏氏は、将来2%程度の安定成長を維持できる保証はなく、むしろマイナス成長に陥る可能性も高いとして、不況を理由とする増税先送り論を批判している<sup>33</sup>。法案で示された景気弾力条項について小峰隆夫氏(法政大学)は、リーマン・ショックなどに匹敵する突発的危機が起こらない限り、法案に定められた消費税率引上げ時期を守るべきと述べている<sup>34</sup>。

### (2) 5%の消費税率引上げで財政再建や社会保障の財源として十分か

財政再建、社会保障の財源として、将来的には10%の消費税率では足りないとの指摘がある(主な主張について表2参照)。

財政運営戦略における、平成32(2020)年度までに国・地方を合わせたPBを黒字化する目標<sup>35</sup>との関係では、内閣府の試算(慎重シナリオ)によると、消費税率を平成27(2015)年10月に10%にしても、平成32(2020)年度にはなお消費税率6%程度相当のPB赤字(16.6兆円)となる<sup>36</sup>。

大綱では、少子高齢化の状況、財政の状況、経済の状況などを踏まえつつ、次の改革を実施することとし、今後5年を目途に、そのための所要の法制上の措置を講ずることを法

<sup>29</sup> 社会保障・税一体改革における消費税の実務上の論点等に関する研究会 前掲注(2), p.1.

<sup>30</sup> 「安住財務大臣閣議後記者会見の概要」2012.3.30.

<[http://www.mof.go.jp/public\\_relations/conference/my20120330.htm](http://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20120330.htm)>

<sup>31</sup> 熊野英生「政府が掲げるプランを検証 経済活動に悪影響も—消費増税含む一体改革の問題点」『金融財政ビジネス』10227号, 2012.2.23, pp.15, 16.

<sup>32</sup> 第177回国会衆議院財務金融委員会議録第28号 平成23年7月15日 p.6.

<sup>33</sup> 井堀利宏「とことん考える消費税6 増税に失敗すれば財政危機が顕在化」『エコノミスト』90(14), 2012.4.3, p.90.

<sup>34</sup> 「消費増税のタイミング 判断まどわす法案付則」『日本経済新聞』2012.4.1.

<sup>35</sup> 前掲注(19)

<sup>36</sup> 内閣府 前掲注(6), p.6.



案附則に明記するとしたが<sup>37</sup>、こうした規定は法案には盛り込まれなかった。

**表2 必要とされる消費税率(主な主張)**

氏名	必要とされる消費税率
佐藤主光氏（一橋大学） （注1）	財政を再建しつつ社会保障も拡充するには、2015年度までに10%に引き上げた上で2020年度には15%に引き上げ必要
武藤敏郎氏（大和総研） （注2）	2015年度に10%とし、2020年度に16%に引き上げれば、基礎的財政収支が均衡し、社会保障4経費を全て賄える。
河野龍太郎氏（BNP パ リバ証券）（注3）	GDP に対する借金残高の比率を安定的に減らしていくには18～19%まで引き上げる必要あり
野口悠紀雄氏（一橋大学 名誉教授）（注4）	（社会保障改革を行わず）財政赤字をGDP比3%以内にするためには30%に引き上げる必要がある。

（注1）佐藤主光「試案—消費税増税のあり方 2020年度には15%にして社会保障と財政再建を両立させる」『エコノミスト』88(43), 2010.7.27, p.81.

（注2）武藤敏郎「消費税増税の終着点示せ」『日本経済新聞』2011.12.28.

（注3）「明日はある…か？ 消費税・考 財政悪化 ばらまき続けた自民・民主」『毎日新聞』2011.2.20.

（注4）野口悠紀雄「とことん考える消費税3 歳出見直しなしに財政再建はできない」『エコノミスト』90(11), 2012.3.13, p.74.

（出典）（注1）～（注4）の各資料を基に筆者作成

### （3）消費税率引き上げ分の使途

竹中平蔵氏（慶應義塾大学）は、経済が正常化した後に消費税率を5%上げ、これを全て若い世代の社会保障に使うべき、と主張する<sup>38</sup>。五十嵐敬喜氏（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）は、消費税の増税分が社会保障に充てられたとしても、これにより浮いた財源が国債発行額の削減ではなく、社会保障費の増額に充てられると、財政赤字が縮小せず、日本の財政に対する市場の信認が失われかねないことを懸念する<sup>39</sup>。

### （4）歳出抑制の必要性

鈴木準氏は、「消費税率を10%に引き上げた後、社会保障支出をどうコントロールするかで、必要となる消費税率は大幅に変わる」とした上で、高齢者1人当たりの給付について「実質ベースでも給付抑制を進められれば、社会保障財政の持続可能性は格段に高まる」<sup>40</sup>と述べている。井堀利宏氏は、増税だけでは財政再建できないとして、財政赤字が累増すればそれに応じて歳出を自動的に抑制するなど歳出削減が不可欠とする<sup>41</sup>。

## おわりに

消費税増税の経済への影響は様々であり、その評価には多角的な検討が求められる。消費税率引き上げ以外の要素（国民負担・財政支出の増減など）も十分に考慮し、税率引き上げの有無が経済に与える影響を総合的に検討していく必要がある。

<sup>37</sup> 前掲注(22), p.30.

<sup>38</sup> 竹中平蔵「消費税増税に大義も効果もなし」『産経新聞』2012.2.10.

<sup>39</sup> 五十嵐敬喜「消費税増税の使い道」『日本経済新聞』2011.2.16, 夕刊.

<sup>40</sup> 鈴木準「とことん考える消費税5 問題の核心は増税後の社会保障費の抑制」『エコノミスト』90(13), 2012.3.27, p.80.

<sup>41</sup> 井堀 前掲注(33), p.92.

法案に示された消費税率引上げの幅、時期については、2段階で実施される5%の税率引上げが、デフレ（持続的な物価下落）を脱していない時期において及ぼす経済への影響が懸念されている（Ⅱ 2（1））。政府では、関係閣僚等からなる会議を設置し、デフレ脱却と経済活性化に向けた検討を進めている<sup>42</sup>。

他方、5%の消費税率引上げでは、社会保障の安定財源確保や財政再建に不十分であるとの指摘もみられる（表2）。増収分の使途や歳出抑制の議論と併せ、社会保障の将来像、財政再建の道筋について、より議論を深めていくことが期待される。

---

<sup>42</sup> 国家戦略会議における日本再生戦略の検討の一環として、「デフレ脱却等経済状況検討会議」（議長：経済財政政策・国家戦略担当大臣、内閣官房長官、構成員：財務大臣、経済産業大臣、金融担当大臣、オブザーバー：日本銀行総裁）が平成24年4月に設置されている。同会議の検討の方向性としては、当面、足下から平成25年度までを主に念頭において、経済政策のあり方を検討するとした上で、デフレ脱却と経済活性化に向けては、財政政策、金融政策と同時に生産、分配、支出にわたる経済の好循環を制約している構造的要因の是正が重要、としている。経済財政政策担当大臣「検討の方向性について」2012.4.13.  
<[http://www5.cao.go.jp/keizai1/deflation/2012/0413\\_4\\_kento.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai1/deflation/2012/0413_4_kento.pdf)>